

総合化事業計画の 認定スケジュールが変わります

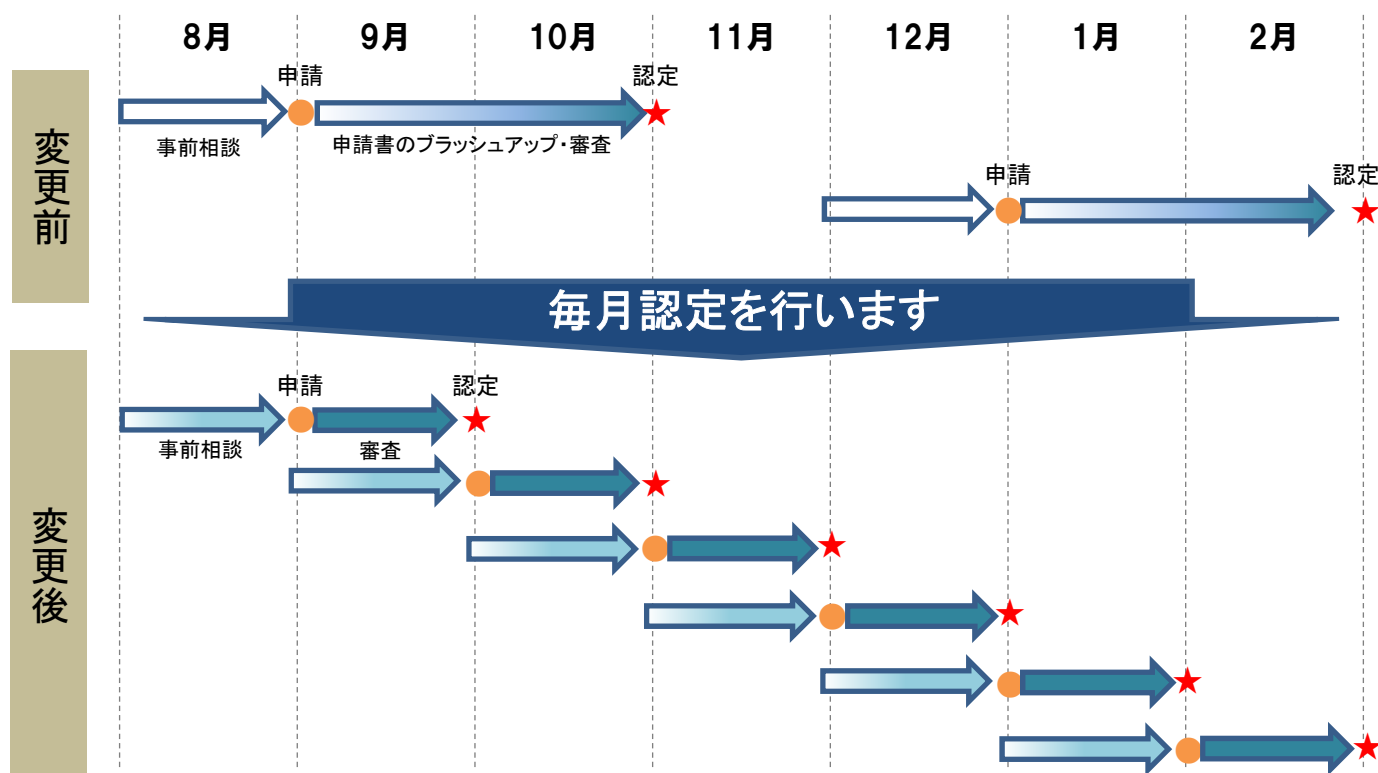
六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定は、これまで年3回(5月、10月、2月)行ってきたところです。しかしながら、6次産業化に取り組む事業者の皆様から、認定を前提にした措置の活用を迅速に行いたい、認定を受けたいと思ったときに受けたいなどの声が寄せられたところです。

このため、今般、このような皆様の声に応え、総合化事業計画の認定を毎月行うこととしました。具体的には、

- ① 毎月末までに申請を受け付け、その翌月末までに認定の可否を決定します。
- ② 新しい方式での1回目の認定は、8月末までに申請を受け付け、9月末までに行います。

申請に必要な事業計画の作成に当たっては、これまでと同様、全国各地の地方農政局や地域センターがサポートを行いますので、お気軽に御相談ください。また、事業計画の作成の参考にしていただけるようガイドラインを作成しました。インターネットで下記のURLから入手するほか、各地方農政局、地域センターでもお渡することができます。さらに、各都道府県に設置された6次産業化サポートセンターに登録された6次産業化プランナーのアドバイスは、認定前であっても利用することができます。こちらもぜひ御活用ください。

(注) 酒造や鉱工業品の生産等を行う総合化事業については、認定に当たり、農林水産大臣以外の大臣との協議が必要であるため、申請の翌々月末までに認定の可否を決定します。



◇ 総合化事業計画作成のためのガイドライン

⇒ http://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/6jika/sinsei/pdf/2706_sougouka_guide.pdf
(お近くの地域センターでもお配りしています。)

◇ 6次産業化サポートセンターの連絡先

⇒ <http://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/jinzai/index1.html>
(お近くの地域センターにお問い合わせください。)